

『諸國統治下の國は、無論その國を統治する國の國民である。』
（アーヴィング著）

カナダ連邦の統治下の國民は、國民としての権利、義務を有する。

カナダ連邦の統治下の國民は、國民としての権利、義務を有する。

（アーヴィング著）

カナダ連邦の統治下の國民は、國民としての権利、義務を有する。

（アーヴィング著）

ルイボス茶

（アーヴィング著）

（アーヴィング著）